

議題（３） スポーツ振興基本計画について

〔概要〕

学校教育、生涯学習、文化芸術及びスポーツ等の教育施策全般を網羅した計画として、教育基本法第 17 条第 2 項に基づき「教育振興基本計画」を策定する。

〔体系〕

①教育振興基本計画の体系

教育振興基本計画は、次に掲げる分野別計画及び分野の連携・強化を図る横断的な施策を合わせた計画体系とする。

- ・ 学校教育に関する計画
- ・ 生涯学習に関する計画
- ・ 芸術文化振興に関する計画
- ・ スポーツに関する計画

②分野別計画の区分

教育振興計画において分野別計画は、次に掲げるとおり「編」と区分する。

- ・ 学校教育に関する計画：学校教育編（学務課及び指導課）
- ・ 生涯学習に関する計画：生涯学習編（生涯学習課）
- ・ 芸術文化振興に関する計画：文化芸術振興編（生涯学習課）
- ・ スポーツに関する計画：スポーツ編（スポーツ振興課）

③スポーツ編（スポーツ振興課）

項目	スポーツ振興基本計画	スポーツ編（案）
根拠法令	スポーツ振興法第 4 条第 3 項	スポーツ基本法第 10 条
計画期間	平成 20 年度から平成 29 年度	平成 30 年度から平成 33 年度

〔組織〕

①教育振興基本計画・・・策定委員会（委員 12 人以内）

分野別計画の施策の連携・強化を図る横断的な施策の検討、調整等に関することを所掌する。

- ・学校教育編検討委員会から委員を推薦
- ・生涯学習編検討委員会から委員を推薦
- ・文化芸術振興編検討委員会から委員を推薦
- ・スポーツ推進審議会から委員を推薦

②スポーツ編・・・スポーツ推進審議会（委員 10 人以内）

スポーツ推進審議会条例第 2 条第 1 項第 1 号

- ・ スポーツ基本法第 10 条第 1 項に規定する地方スポーツ推進計画に関すること。

スポーツ推進審議会条例第 3 条第 1 項

- ・ 市民の代表者
- ・ スポーツに関する学識経験のある者
- ・ 関係行政機関の職員

※選任にあたっての留意すべき事項

印西市市民参加条例施行規則第 10 条第 2 項第 2 号における委員の在任期間については、広く人材の登用を図ることが望ましいことから、就任時において通算して 6 年を超えないものとする。

[スケジュール]

①策定期間

平成 28 年度～平成 29 年度

②平成 28 年度

業者選定（契約）、分析調査、市民アンケート、関係団体意向調査、策定委員会会議支援（4 回）、スポーツ推進審議会会議支援（4 回）及び計画素案の作成

③平成 29 年度

策定委員会会議支援（1 回）、スポーツ推進審議会会議支援（1 回）、パブリックコメント及び計画書印刷

議題（４） （仮称）スポーツ広場整備事業について

〔事業概要〕

（仮称）スポーツ広場整備事業については、印旛高校跡地活用基本計画及び基本設計に基づき、印旛高校跡地の北東の位置に用地を確保し、フットサルコート（２面）及びペタンクコート（４面）を整備する。

〔整備概要〕 添付図面参照

- ①用地面積：3,685.61 ㎡
- ②フットサルコート（２面）：35m×18m（人工芝舗装）
- ③ペタンクコート（４面）：15m×4m（クレー舗装）
- ④附帯設備：可動式ベンチ・散水栓・防球ネット

〔整備スケジュール〕

- ①用地取得：平成 26 年度（千葉県より取得）
- ②設 計 等：平成 28 年度（測量及び設計）
- ③整備工事：平成 29 年度
- ④供用開始：平成 30 年度

〔関係団体等への説明会の開催状況及び開催予定〕

- ①平成 26 年 7 月 25 日
・ 体育協会（役員、関係専門部）及びスポーツ少年団（関係単位団）等
- ②平成 27 年 11 月 24 日
・ 体育協会（役員）
- ③平成 27 年 12 月 5 日
・ スポーツ少年団（関係単位団）
- ④平成 28 年 6 月～7 月頃
・ 体育協会（役員、関係専門部）及びスポーツ少年団（関係単位団）等
- ⑤平成 28 年 12 月頃
・ 体育協会（役員、関係専門部）及びスポーツ少年団（関係単位団）等

議題（５） その他